

副 本

平成29年(ネ)第373号 原状回復等請求控訴事件

控訴人 兼 被控訴人(一審原告) 中島孝 ほか

被控訴人 兼 控訴人(一審被告) 国 ほか1名

## 第10準備書面

(一審被告国第6準備書面〔予見可能性に関する統一準備書面〕の補充)

令和元年9月13日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審被告国訴訟代理人弁護士 橋渡利美   
一審被告国指定代理人 新谷貴昭   
鈴木和孝   
浅海俊介   
美崎大典   
瀧谷正樹   
吉光正文   
前田和樹   
中島大輝 

- 保 格 沙 季 大江 代
- 井 上 沙 紀 大江 代
- 佐 藤 真梨子 佐藤
- 筒 井 督 雄 大江 代
- 吉 野 弘 子 吉野
- 小野寺 幸 男 小野寺
- 板 橋 三智代 板橋 三智代
- 大 江 啓 一 大江
- 金 沙弥佳 金
- 梶 内 勇 作 大江 代
- 古 山 繁 樹 大江 代
- 酒 井 直 仁 大江 代
- 桑 島 奈穂子 大江 代
- 石 澤 広 隆 大江 代
- 安 斎 守 大江 代

第1	はじめに	4
第2	本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないこととは、判断過程審査ではなく判断代置審査を行うに等しいこと	5
第3	本件と同種の訴訟において名古屋地方裁判所が言い渡した判決について	

---

一審被告国は、本準備書面において、一審被告国第6準備書面（予見可能性に関する統一準備書面）における主張に関し、若干の補充をする。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののはかは、従前の例による。

## 第1 はじめに

- 1 一審被告国は、一審被告国第6準備書面第2の2(2)ウ（18ないし20ページ）において、裁判所が、使用開始後の原子炉施設に関する原子力規制機関の規制権限不行使の適否を審理判断するに当たっては、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という観点から行われるべきである旨主張したところである（伊方最高裁判決参照）。
- 2 この点、確かに本訴訟は国家賠償請求訴訟であり、伊方最高裁判決のような行政訴訟ではない\*1。

しかしながら、国家賠償請求訴訟という訴訟形態であることを殊更に強調し、本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないとすることは、

---

\*1 この点に関し、一審原告らは、「規制権限不行使の違法性の判断基準に『絶対的安全性』、『相対的安全性』という曖昧な概念を持ち込むことは相当でなく、『事後救済が問題となる国賠法の適用場面における考慮要素には妥当しない』（一審原告らの平成31年2月12日付け控訴審準備書面(8)第1の2(1)・5ページ）とか、「本件は、事後救済である国賠法の適用場面における判断枠組みと考慮要素に関する判断基準が問題となっているのであり、判断枠組みも判断基準も異なる許可取消訴訟をベースにした立論は失当である。」（同(2)イ・5及び6ページ）などとして、伊方最高裁判決が判示した設置許可処分の違法性の判断基準や、同判決の調査官解説における見解に基づく一審被告国の主張が失当である旨主張している。

ひつきょう、伊方最高裁判決が判示したような、行政決定の判断過程の適正さを確保することによって行政裁量を法的に統制しようとする審査方式（判断過程審査）ではなく、科学問題についての判断能力に限界がある裁判所が、原子力発電所の安全性について独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えるような審査方式（判断代置審査）を行うに等しいものである。

- 3 本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いるか否かは、本訴訟の結論を導く上で重要な点であると解されることから、以下、この点に関し、一審被告国の主張を補充する。

## **第2 本訴訟において伊方最高裁判決と同様の判断枠組みを用いないこととは、判断過程審査ではなく判断代置審査を行うに等しいこと**

1 一審被告国第6準備書面第2の2（14ないし23ページ）で詳述したとおり、国賠法上の違法性は、作為の問題であれ不作為の問題であれ、公務員が負っている職務上の法的義務に違背したか否かによって判断されるべきところ（職務行為基準説）、公務員が規制権限を行使すべき職務上の法的義務に違背したと判断されるためには、少なくとも、国賀法上の違法性があると主張されているいずれかの時点において、規制行政庁の公務員において規制権限の行使が可能であることはもとより、規制権限の行使をすべき状態にあったことが大前提となる。

この点、原子炉施設の設置許可処分は、炉規法24条1項各号に適合していると認められる場合にのみ許可されるものであり、そのうち同項4号所定の「原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること。」の要件に係る判断は、将来、当該許可に係る原子炉を設置、稼働させた場合、同施設に求められている安全性（相対的安全性）が確保されているか否かを審理、判断するものであることから、設置許可処分後の科学技術水準の進展によって当該許可に係る原子炉が同項4号所定の要件を満たさなくなり、

従前の設置許可処分が行政処分として違法状態になっている場合（すなわち、当初の処分要件を事後的に欠くことになった場合）に、同施設に求められる安全性（相対的安全性）を確保させるため、規制行政庁の公務員が規制権限を行使することになる。

しかるところ、本訴訟で問題となっているような規制権限も、原子炉施設使用開始後に津波対策の抜本的変更を命じる場合の規制権限であって、その法的根拠を何に求めるかにかかわらず、科学技術水準の進展によって、設置許可処分時に想定した津波とは異なる高さの津波を想定する結果、設置許可処分時には炉規法24条1項4号所定の要件を満たすものと判断されていた原子炉施設が当該要件を満たさなくなった場合に行使されることになるものであり、相対的安全性が確保できなくなっている場合にその安全性を確保させるために行使するものである。

2 このように、本訴訟で問題となっている規制権限を行使すべき状態にあるというのは、正に、従前の設置許可処分が、炉規法24条1項4号所定の要件を満たさなくなり、行政処分として違法状態になっていることを意味するところ\*2、この従前の設置許可処分が、行政処分として違法状態になっている場合がどのような場合かを判断する枠組みを示したのが、伊方最高裁判決なのである。

---

\*2 この点は、非申請型の義務付け訴訟において、行政庁が、第三者に規制権限を行使すべき場合（当該訴訟における原告本案勝訴要件）を規定した行政事件訴訟法37条の2第5項が、裁量処分の場合につき「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となると認められるとき」と規定しているところ、「どのような場合が『裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となると認められるとき』に当たるかについては、裁量処分の取消しについて規定する第30条の『裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合』と基本的な考え方は同じ」（小林久起「司法制度改革概説3行政事件訴訟法」166ページ）と考えられていることからも明らかである。

そして、伊方最高裁判決が示すように、当初の安全性の判断の適否に関する裁判所の審理判断が、具体的審査基準の設定及び同基準への適合性の審査に科学的、専門技術的裁量が認められることを前提として、同基準に不合理な点があるか否かを審査し（第一段階の審査）、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する（第二段階の審査）というものであった（以下、このような審査手法を「二段階審査」という。）以上、原子炉施設の使用後に、科学的知見の進展によって、当初の前提が失われて災害の防止上の支障が発生するに至ったと認められるか否か（すなわち、規制権限の行使・不行使の適否）に関する裁判所の審理判断も、規制権限の行使・不行使が問題とされる当時の安全性の審査又は判断において前提とした具体的な審査基準に不合理な点があったか否か、また、その具体的な適合性の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があったか否かという、二段階審査を経て行われるべきことは、科学的、専門技術的裁量を前提とする事柄の性質上、当然のことといわなければならない。

そのことは、仮に、特定の原子炉施設について相対的安全性を欠いていることが判明したときは、原子力規制機関において、行政処分である規制権限を発動することとなるところ、当該行政処分（規制権限の行使）の適否を裁判所が審理判断するに当たっては、正に、科学的、専門技術的裁量を前提として、伊方最高裁判決が示すような二段階審査を経て、その適否が審理判断されることになることからも裏付けられるというべきである。

したがって、本訴訟において、少なくとも、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組みの下で従前の設置許可処分が違法状態となっていない限り、各時点の規制行政庁の公務員において、規制権限を行使すべき職務上の法的義務

が発生する余地はないというべきである\*3。

仮に、このように解することなく、一審原告らが主張するように、訴訟の場面において、裁判所が、原子炉施設の設置許可処分の段階では、伊方最高裁判決が判示するとおり、審査基準の合理性及び同基準に適合としたとした判断過程の合理性をもって原子炉施設の安全性を審査する手法（判断過程審査方式）を採用する一方、設置許可処分後は、このような審査手法を離れ、これと異なる審査手法（判断代置審査方式）でその安全性を審査して規制権限を行使すべきであったか否かを判断するとなれば、当該原子炉施設の設置許可処分それ自体は適法でありながら、設置後については異なる審査手法による司法判断がなされる結果、安全性の欠如を理由として適法に稼働することができないという事態となりかねない。このような不合理な矛盾ないし背理は、訴訟の場面において、裁判所が、設置許可処分段階とその後の稼働段階とで異なる審査手法を採用することにより生ずるものであって、およそ法の想定する事態とは考え難い

---

\*3 なお念のため付言するに、一審原告らが、一審被告国において一審被告東電に講じさせるべきであったと主張する津波対策は、設置許可処分時の想定を前提とした津波対策を抜本的に変更するものであるから、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項である。しかるに、本件事故前において、技術基準適合命令は、後段規制における技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されていたのであるから、一審被告国は、一審原告らが主張する津波対策を内容とする技術基準適合命令を発することはできなかったものである（一審被告国原審最終準備書面第4の1・47ないし64ページ）。

この点、本文で述べた一審被告国（福島第一原発運営会社）の主張は、本件事故前において、基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であっても技術基準適合命令を発することができたとの一審原告らの主張を前提にしたとしても、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（審査基準の合理性及び同基準に適合としたとした判断過程の合理性を二段階で審査すること）によって、福島第一原発が相対的安全性を確保していたか否かを判断すべきであると主張するものである。

ものである。

3 以上のとおり、本訴訟においても、国賠法上の違法性が認められるか否かを判断する前提として、伊方最高裁判決が示すような判断枠組み、すなわち、裁判所において、国賠法上の違法性が主張されている各時点の科学技術水準に照らし、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを、判断代置審査ではなく、判断過程審査の手法で判断する枠組みを用い、一審原告らが主張する各違法時点の科学技術水準に照らし、前記①及び②の点が審理されなければならないことは当然のことであって\*4、少なくとも、かかる二点について不合理な点が認められない限り、国賠法上の違法性が認められる余地はない

---

\*4 行政庁の専門技術的な裁量判断（教科書検定）の国賠法上の違法性の有無が判断されたいわゆる家永教科書裁判の第一次訴訟最高裁判決（最高裁平成5年3月16日第三小法廷判決・民集47巻5号3483ページ）に関し、その調査官解説（瀧澤泉・最高裁裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）388ページ）において、裁量処分に対する司法審査の方法が判例にあらわれた事案の一つとして、伊方最高裁判決が紹介された上で（同421及び422ページ）、「本判決は、以上の判例、学説状況の中で、教科書検定における文部大臣の判断に専門技術的な裁量を認め、その審査方法として、看過し難い過誤の有無を基準とする裁量限界審理方式を採用し」た（同424ページ）と説明され、その後の第三次訴訟最高裁判決（最高裁平成9年8月29日第三小法廷判決・民集51巻7号2921ページ）に関しても、その調査官解説（大橋弘・最高裁裁判所判例解説民事篇平成9年度（下）1017ページ）において、「第一次訴訟の上告審判決は、（中略）同じく専門技術的見地からの裁量を要する伊方原発訴訟判決に近い審査基準を用いるべきとの判断に基づいたものと考えられる。（中略）本判決は、第一次訴訟の上告審判決の審査基準をそのまま踏襲したものである。」（同1043及び1044ページ）と説明されているとおり、最高裁は、行政庁の専門技術的な裁量判断の国賠法上の違法性を判断するに当たって、伊方最高裁判決と同様の判断過程審査の手法を用いているところである。

い。

4 なお、原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転の差止めを求める事案や運転差止めの仮処分命令を求める事案においても、多くの裁判所が、設置許可処分後の原子炉施設の安全性を審理判断するに際し、前記3で述べたのと同様の二段階審査の手法を用いているところであり（原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転の差止めを求める事案に関するものとして、名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決・判例秘書登載・判例番号L07320250、函館地裁平成30年3月19日判決・判例秘書登載・判例番号L07350143等。また、原子炉施設の周辺住民らが、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして、人格権等に基づき、当該原子炉施設の運転差止めの仮処分命令を求める事案に関するものとして、高松高裁平成30年11月15日決定・判例時報2393・2394合併号383ページ、広島高裁平成30年9月25日決定・判例秘書登載・判例番号L07320392、大阪高裁平成29年3月28日決定・判例時報2334号4ページ、福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90ページ等），このことも、一審被告国の前記主張の解釈の正当性を裏付けるものというべきである。

### 第3 本件と同種の訴訟において名古屋地方裁判所が言い渡した判決について

#### 1 はじめに

(1) 前記第2のとおり、本訴訟で一審被告国が規制権限を行使すべきであったか否かは、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組みによって審理判断されるべきであり、本件において、作為義務の発生を基礎づける程度の予見可能性が一審被告国にあったか否かは、①使用開始後の原子炉施設に関して用いられた津波に対する安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか

否か、②当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という観点から行われるべきである。

しかるところ、一審被告国第6準備書面において詳述したとおり、本件事故前の想定津波に対する安全性の審査又は判断の基準（津波評価技術と同様の考え方）は、基準として合理性を有していたものであるし、原子力規制機関は、従前の支配的な見解からは導かれないと新たな科学的知見である「長期評価の見解」について、同見解が福島第一原発の前記審査又は判断の基準への適合性判断に影響を及ぼし得る知見であるか否かとの観点から調査を行ったものの、同見解を裏付ける科学的根拠が存在しなかつたことから、同見解は、審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠を伴った地震地体構造の知見とは評価できず、したがって、福島第一原発の前記基準への適合性判断に影響を与える知見ではないと評価して、一審被告東電に対して規制権限を行使してこなかつたものであり、かかる原子力規制機関の判断は、本件事故以前の地震及び津波の科学的知見の状況に照らして十分な合理性を有するものであった。

そうすると、一審被告国は、「長期評価の見解」について調査義務を十分に尽くしており、福島第一原発に主要建屋の敷地高を超える津波が到来することについて、作為義務の発生を基礎づける程度の予見可能性はなかったといふべきである\*5。

したがって、一審被告国について、規制権限の不行使が許容される限度を

---

\*5 しかも、一審被告国は、「長期評価の見解」を無視していたわけではなく、確率論的安全評価の中に取り込むことで、福島第一原発の津波対策の安全性を再評価することを検討していたものであるところ、本件事故前の確率論的安全評価の進展状況からすると、福島第一原発は、確率論的安全評価によつても、早急に津波対策を見直す必要がある状況ではなかつたものである。

逸脱して著しく合理性を欠くとは到底いえず、一審被告国が規制権限を行使しなかったことが国賠法上違法と評価される余地はないというべきである。

(2) ところで、先般、名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟（同裁判所平成25年（ワ）第2710号ほか）において、同裁判所の判決が言い渡された（同裁判所令和元年8月2日判決。以下「名古屋地裁判決」という。）。

この点、名古屋地裁判決は、前記第2で述べた伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（二段階審査の手法）を採用していない点で問題なしとはいえないが、結論においては正当なものということができる。

以下、名古屋地裁判決の概要を述べた上で（後記2）、同判決は、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（二段階審査の手法）を採用していない点で問題なしとはいえないが、結論においては正当であることを明らかにする（後記3）。

## 2 名古屋地裁判決の概要

名古屋地裁判決の概要は、以下のとおりである。

(1) 「規制権限不行使の違法性の考慮要素たる結果回避義務との関係では、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである。すなわち、精度及び確度の高い知見に基づいた試算が出された場合には、直ちに結果回避措置を探ることを法的に義務付けることができる一方で、（中略）精度及び確度がそれほど高くない知見に基づく試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を探ることを法的に義務付けることはできず、今後の結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるというべきである。」（名古屋地裁判決386及び387ページ）

(2) 「長期評価の見解は、一定程度の信頼性は認められるものの、その根拠となつたデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから」、「確度及び精度

がそれほど高いものではなく、O. P. + 10mを超える津波の到来は切迫したものではなかった。さらに、平成18年当時は、地震対策が喫緊の課題とされ、平成18年9月19日に耐震設計審査指針が改正されたのを受けて平成18年耐震バックチェックが進められ、被告らはこれに注力していた（中略）ことから、津波対策は地震対策に比して優先度の低いものであったといえる。（中略）そして、被告東電及び被告国は財政的資源及び人的資源は有限であり、あらゆるリスクに備えてあらゆる対策を講じることは不可能であるところ、上記のような確度及び精度の不十分な長期評価の見解に基づいて、津波対策より地震対策を優先的に講ずるという判断をすることは不合理とはいえない。」（名古屋地裁判決388及び389ページ）

(3) 「どのような自然現象が発生した場合に原子炉の安全性を損なうおそれがあるか、原子炉の安全性を損なうおそれがあると判断した場合にどのような措置を探らせるべきかについては、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要であるから、経済産業大臣には、どのような場合にどのような措置を講ずるかの判断について広範な裁量が認められるというべきである」ところ、「被告東電は、長期評価の見解を受けて、その根拠が不十分であることから、確定論として取り入れることはせず、確率論に基づく安全対策の中で取り入れていくこととし、その旨保安院に報告したことが認められる。このように、被告東電は、長期評価の見解を受けて何ら対策をとっていなかったわけではなく、確率論に基づく安全対策の中で取り入れようとしていたといえるが、前記のとおり、長期評価の見解はその根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどから信頼性が必ずしも高くなかったことに鑑みれば、長期評価の見解を確定論ではなく確率論に基づく安全対策の中で取り入れるという方針は一定の合理性を有するものであったといえる。そして、被告国は、被告東電から長期評価の見解に対する対応策について報告を受けた後、長期評価の見解の根拠について

推進本部の委員に確認するよう被告東電に指示し、同被告から確認の結果の報告を受けるなど、情報収集及び長期評価の見解に対する対策を検討していたのであり、上記のとおり、被告東電の報告した方針が一定の合理性を有するものであったことからすれば、更なる対策等の指示を行わなかつたとしても、被告国は上記対応が不合理とはいえない。」（名古屋地裁判決 390 及び 391 ページ）

(4) 以上からすると、一審被告国が一審被告東電に対し、一審原告らの主張する結果回避「措置を採るよう技術基準適合命令を発しなかつたことがその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められ」ず、「規制権限の不行使が国賠法上違法ということはできない。」（名古屋地裁判決 392 ページ）

3 名古屋地裁判決は、伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（二段階審査の手法）を採用していない点で問題なしとはいえないが、結論においては正当であること

(1) 名古屋地裁判決は、前記 2 のとおり、前記第 2 で述べた伊方最高裁判決が示したのと同様の判断枠組み（二段階審査の手法）は採用していない（なお、同判決が当該判断枠組みを採用しない理由は判示されていない。）が、前記第 2 の 1 ないし 3 のとおり、本件で伊方最高裁判決が示した二段階審査という判断枠組みによらずに審理判断することは、原子炉施設が相対的安全性を欠いていることが判明した際の原子力規制の適否（設置許可処分の適否、規制権限の行使・不行使の適否等）について、設置許可処分段階とその後の稼働段階とで異なる判断枠組みにより審理判断することにほかならないから、問題なしとはいえない。

(2) 他方で、名古屋地裁判決の前記 2 の判示内容からすると、同判決は、規制権限不行使の違法性の考慮要素たる「予見可能性」について、一審被告国の

主張とは異なる意味で用いた上で<sup>\*6</sup>、本件事案における「予見可能性」を肯定し、結果回避義務の有無を検討する中で、「予見可能性」が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、「予見可能性」の程度によって、求められる結果回避義務は異なり、精度及び確度のそれほど高くない知見に基づく試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を採ることを法的に義務付けることはできず、結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるとした。その上で、名古屋地裁判決は、本件事案において、「長期評価の見解」は、一定程度の信頼性は認められるものの、その根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さ等からして、「予見可能性」の程度は高度なものではなかったということができるから、「長期評価の見解」を確率論に基づく安全対策の中で取り入

---

\*6 一審被告国第6準備書面脚注3（13ページ）で述べたとおり、一審被告国は、予見可能性の意味について、「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」という規範的評価を踏まえた意味で用いている。

これに対し、名古屋地裁判決は、「規制権限不行使の違法性の考慮要素たる結果回避義務との関係では、予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである」と判示して（同判決386ページ）、「予見可能性」が認められた場合でも、更にその程度が問題になるとしていることからすると、同判決は、「予見可能性」の概念を、規範的評価を離れた「主観的な認識可能性としての予見可能性」という意味で用いているものと解される。

しかるところ、自然現象は、いかなる事象であっても発生することを完全に否定することはできない（抽象的な発生可能性は肯定され得る）から、「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」は認められなくとも、「主観的な認識可能性としての予見可能性」は認められるという場合が生じ得ることになるが、後者の意味における「予見可能性」が認められたからといって直ちに作為義務（結果回避義務）が発生するものではなく、名古屋地裁判決も同様の理解を前提としていると解される（同判決の前記2(1)の判示部分参照）。

れるという一審被告東電の方針は一定の合理性を有しており、更なる津波対策の指示を行わなかった一審被告国に対する対応は不合理とはいえないとして、結論として、一審被告国に規制権限を行使すべき作為義務（結果回避義務）は発生していなかったと判断したものと解される。

「予見可能性」の意味について、一審被告国が主張するような「作為義務（法的義務）の発生を基礎づける予見可能性」と捉えるか、名古屋地裁判決が前提とするような「主観的な認識可能性という意味での予見可能性」と捉えるかによる違いは、例えば、予見の程度（換言すれば、予見の対象となっている事象が発生する切迫性の有無。予見可能性を肯定する根拠となった知見の理学的成熟性ともいい得る。）に係る事情を、予見可能性の枠内で検討するか、それとも、結果回避義務の枠内で検討するか、といった形で現れる\*7。

もっとも、予見の程度（切迫性の有無）に係る事情をいずれの枠内で検討するとしても、「一審被告国に作為義務が発生していたか否か」という作為義務の有無に関する判断局面という観点からみれば、実質的な違いはない\*8。

この点、名古屋地裁判決は、前記2のとおり、「長期評価の見解」の根拠となったデータの少なさや理学的根拠の不十分さなどからすれば、予見可能性は認められるものの、その程度は必ずしも高いものとはいえなかった（すなわち、平成20年試算における試算津波〔福島第一原発の敷地南側でO.P. + 15.7メートルの高さの津波〕が到来する切迫性はなかった）として、一審被告国において、一審被告東電に津波対策を講じるよう命じる義務

---

\*7 すなわち、一審被告国の主張を前提にすれば「予見可能性」の枠内で検討することになるが、名古屋地裁判決のような理解を前提にすれば「結果回避義務」の枠内で検討することになる。

\*8 この点は、本件と同種訴訟の千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号等損害賠償請求事件に係る同裁判所平成29年9月22日判決（丙A第45号証）や、同裁判所平成27年（ワ）第1144号損害賠償請求事件に係る同裁判所平成31年3月13日判決も同様である。

はなかつた旨判示しており、結論においては正当である。

以 上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
一審被告国	控訴人国	控訴理由書	10	
技術基準	安全設計審査指針及び発電用原子力設備に関する技術基準	控訴理由書	13	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ）	控訴理由書	15	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決（民集43巻10号1169ページ）	控訴理由書	15	
クロロキン最高裁判決等	クロロキン最高裁判決及び宅建業者最高裁判決	控訴理由書	15	
長期評価の見解	長期評価の中で示された「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」	控訴理由書	22	
島崎証人	千葉地方裁判所において証人となつた島崎邦彦氏	控訴理由書	28	
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	控訴理由書	29	
松澤教授	東北大学大学院理学研究科理学部教授松澤暢氏	控訴理由書	29	
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	控訴理由書	30	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野教授今村文彦氏	控訴理由書	30	
津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員津村建四朗氏	控訴理由書	39	
首藤名誉教授	東北大学名誉教授首藤伸夫氏	控訴理由書	41	
笠原名誉教授	北海道大学名誉教授笠原稔氏	控訴理由書	46	

酒井博士	一般財団法人電力中央研究所原子力リスク研究センター研究コーディネーター酒井俊朗博士	控訴理由書	53	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	控訴理由書	58	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	控訴理由書	69	
名倉氏	本件事故当時、保安院原子力発電安全審査課耐震安全審査室で安全審査官を務めていた名倉繁樹氏	控訴理由書	70	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）	控訴理由書	70	
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）	控訴理由書	70	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ）	控訴理由書	91	
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決（民集68巻8号799ページ）	控訴理由書	93	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授岡本孝司氏	控訴理由書	94	
IAEA	国際原子力機関	控訴理由書	95	
山口教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授山口彰氏	控訴理由書	95	
阿部博士	元原子力規制庁技術参与阿部清治氏	控訴理由書	95	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	控訴理由書	97	

新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）	控訴理由書	110	
試算津波	平成20年試算による想定津波	控訴理由書	113	
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	控訴理由書	116	
浜岡二重扉方式	本件事故後に設置された浜岡原子力発電所原子炉建屋大物搬入口の強度強化扉及び水密扉による対策	控訴理由書	122	
新設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）	控訴理由書	145	
新技术基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）	控訴理由書	145	
日本海溝・千島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	第1準備書面	27	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決	第2準備書面	17	
青木氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官青木一哉氏	第2準備書面	32	
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会による報告	第2準備書面	61	
貞観津波	貞観地震によって東北地方に到来した津波	第2準備書面	61	
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月23日に原子力委員会によって了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	第2準備書面	63	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	136	

大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	137	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	137	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	第2準備書面	144	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」と題する保安院作成の各評価書	第2準備書面	161	
東通発電所	一審被告東電東通原子力発電所	第3準備書面	9	
総合基本施策	地震調査研究の推進について	第3準備書面	13	
長谷川名誉教授	東北大学名誉教授長谷川昭氏	第3準備書面	19	
T. P.	東京湾平均海面	第3準備書面	27	
高橋教授	関西大学社会安全学部教授高橋智幸氏	第4準備書面	21	
津波PRA標準	日本原子力学会による規格「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2011」	第4準備書面	25	
津波評価技術2016	土木学会による「原子力発電所の津波評価技術2016」	第4準備書面	30	
重大事故等	重大事故（炉規法43条の3の6第1項3号、実用炉規則4条）や重大事故に至るおそれがある事故	第4準備書面	33	
大竹名誉教授	東北大学名誉教授大竹政和氏	第5準備書面	8	
バックチェックルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について（平成18年9月20日原子力安全・保安院決定）	第6準備書面	34	

谷岡・佐竹論文	谷岡勇市郎, 佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年(平成8年)」	第6準備書面	46	
JAMSTEC	独立行政法人海洋研究開発機構	第6準備書面	47	
東北電力	東北電力株式会社	第6準備書面	90	
刑事事件	一審被告東電元役員らを被告人とする刑事事件	第7準備書面	7	
耐震バックチェック指示	保安院が、原子力事業者等に対し、福島第一原発を含む既設の発電用原子炉施設について、平成18年耐震設計審査指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、その結果を報告することを求めた指示	第7準備書面	11	
土木調査グループ	一審被告東電原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ(土木調査グループを始めとする複数グループに改変されたため、時点を限らず表記を統一する。)	第7準備書面	13	
酒井GM	土木調査グループマネージャー酒井博士(「酒井博士」と同義)	第7準備書面	13	
高尾氏	土木調査グループ課長高尾誠氏	第7準備書面	13	
金戸氏	土木調査グループ金戸俊道氏	第7準備書面	13	
茨城県波源モデル	「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル	第7準備書面	14	
日本原電	日本原子力発電株式会社	第7準備書面	15	
JAEA	日本原子力研究開発機構	第7準備書面	16	
東京高裁今村証言	別訴(東京高裁平成29年(ネ)第2620号)における今村教授の証言	第7準備書面	20	
津波担当部署	土木調査グループのほか、一審被告東電の土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署	第7準備書面	25	

武藤副本部長	一審被告東電原子力・立地本部副本部長武藤栄氏	第7準備書面	25	
吉田部長	一審被告東電原子力設備管理部長吉田昌郎氏	第7準備書面	25	
山下センター長	一審被告東電原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター長山下和彦氏	第7準備書面	25	
東電津波対応方針	福島県沖に設定する波源につき、土木学会津波評価部会に研究を委託した上で、その研究の結果として必要とされる対策については、一審被告東電が確実に対応を行うとの一審被告東電の方針	第7準備書面	28	
阿部氏	阿部勝征東京大学名誉教授・地震調査研究センター所長	第7準備書面	29	
岡村委員	合同WG委員岡村行信氏	第7準備書面	77	
深尾・神定論文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」	第8準備書面	8	
松澤・内田論文	松澤暢、内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」(平成15年)	第8準備書面	10	
西村氏	西村功氏	第8準備書面	17	
二段階審査	具体的審査基準に不合理な点があるか否かを審査し(第一段階の審査)、更に同基準に適合とした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する(第二段階の審査)手法	第10準備書面	7	
名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所平成25年(ワ)第2710号令和元年8月2日判決	第10準備書面	12	
松山氏	松山昌史氏	第11準備書面	41	
審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	第12準備書面	21	
柏崎刈羽発電所	一審被告東電柏崎刈羽原子力発電所	第12準備書面	52	

建物等の水密化	タービン建屋等の水密化及び非常用電源設備等の重要機器が設置された部屋等の水密化の措置	第13準備書面	5	
東京電力津波調査報告書	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果にかかる報告（その2）」	第13準備書面	8	
朝倉式	朝倉良介氏らが「護岸を越流した津波による波力に関する実験的研究」と題する論文において公表した評価式	第13準備書面	22	